

5. 高血圧学会認定専門医申請時の診療実績

1) 診療実績は指定の病態に関する入院または外来患者 20 例の実績一覧、および 5 例の入院症例抄録。

※高血圧認定研修施設で 3 年以上研修した者は、指導医の署名があれば症例抄録の提出は免除する。

2) 20 例の実績一覧は以下の通り。

- ・合併症を有する本態性高血圧 10 症例
- ・二次性高血圧 8 症例（高血圧専門医・腎臓専門医・内分泌専門医・その他該当専門医への紹介症例も含む）
- ・高血圧緊急症（切迫症）またはⅢ度高血圧 1 例（いずれも紹介症例を含む）
- ・低血圧・起立性調節障害 1 症例

（註 1）紹介症例の場合、高血圧学会認定研修施設および「高血圧専門医制度受験資格および申請書類についての細則」I. 受験資格 第 4 項 2) で定める施設以外での診療実績を含めてもよい。ただし、紹介症例は入院患者抄録には用いることができない。

3) 症例抄録は資格・施設認定、カリキュラム小委員会で A. 良, B. 可, C. 不可の評価を行い C 評価の場合は修正の上再提出とし、再提出のない場合は受験不可とする。

本態性高血圧症例は、下表の合併症を有する症例とする。糖尿病、腎障害の症例は二次性高血圧に登録した症例を除く。

本態性高血圧症例 10 症例

糖尿病	1 症例必須	二次性高血圧に登録の症例を除く
脂質異常症	1 症例必須	
脳血管障害	1 症例必須	
虚血性心疾患	1 症例必須	
心不全	1 症例必須	
腎障害	1 症例必須	二次性高血圧に登録の症例を除く
その他合併症	4 症例	高尿酸血症、心肥大、大動脈瘤、慢性閉塞性動脈硬化症などのいずれかの合併症を有している症例

二次性高血圧症例は、糖尿病性腎症を含む腎性高血圧から 2 症例、内分泌性高血圧から 1 症例、腎血管性高血圧、脳・中枢神経性高血圧、心・血管性高血圧から 2 症例、薬剤誘発性高血圧から 1 症例を含む計 8 症例とする。

二次性高血圧症例 8 症例

腎性高血圧 糖尿病性腎症 1 症例必須 慢性糸球体腎炎 多発性嚢胞腎など	2 症例以上（糖尿病性腎症を含む）
内分泌性高血圧 原発性アルドステロン症 褐色細胞種 クッシング症候群など	1 症例以上
腎血管性高血圧 線維筋性異形成 粥状動脈硬化 大動脈炎症候群など 脳・中枢神経性高血圧 脳血管障害急性期 心・血管性高血圧 大動脈縮窄症 大動脈炎症候群 大動脈弁逆流など	2 症例以上（腎血管性高血圧、脳・中枢神経高血圧、心・血管性高血圧のうち 2 以上のカテゴリーから）
薬剤誘発性高血圧 非ステロイド系抗炎症薬 糖質コルチコイド 甘草など	1 症例以上

高血圧緊急症（切迫症）またはⅢ度高血圧 1 症例

高血圧緊急症（切迫症） またはⅢ度高血圧	1 症例
-------------------------	------

低血圧・起立性調節障害 1 症例

低血圧・起立性調節障害 1. Shy-Drager 症候群 2. 神経調節性失神 3. 本態性低血圧	1～3 のいずれか 1 症例
---	----------------

受持ち入院患者抄録

診療実績 20 症例の中から二次性高血圧を少なくとも 1 症例含む 5 症例。